

さくら美化センター熱回収施設
包括的運転管理委託業務

要 求 水 準 書

令和8年7月

さくら広域環境衛生組合

さくら美化センター熱回収施設 包括的運転管理委託業務 要求水準書

目 次

第1章 総 則	1
第1節 業務の名称	1
第2節 業務実施場所	1
第3節 業務委託の内容	1
第4節 本件施設の規模等	2
第5節 委託期間	2
第6節 費用の負担	2
第7節 業務上の遵守事項	3
第8節 総括責任者	4
第9節 届出等	4
第10節 事務所等の使用	5
第11節 車両侵入の制限	5
第12節 資料・備品の貸与	5
第13節 有資格者による作業	6
第14節 業務の変更等	6
第15節 委託料の変更協議時期等	7
第16節 性能保証	7
第17節 損害賠償	7
第18節 契約の解除	7
第19節 委託料の支払	8
第20節 業務の分担	8
第21節 委託先の優先	8
第22節 疑義	8
第2章 業務内容	9
第1節 運転管理業務	9
第2節 点検・補修整備工事	16
第3節 本業務の保証事項	16
第4節 本業務完了時点の要求事項	16
別紙1 役割分担表	
別紙2 リスク分担表	
添付資料 施設配置図（業務範囲図）	

第4節 本件施設の規模等

1. 施設の規模 21 t /16 h (21 t /16 h ×1 炉)
2. 処理方式 間欠運転式 ストーカ炉

第5節 委託期間

令和9年4月1日～令和21年3月31日 (12年間)

第6節 費用の負担

本業務に伴う必要な経費の分担は次のとおりとする。

1. 組合が負担する経費 (本業務範囲外)
 - ① 焼却残渣 (焼却灰、固化灰) 搬出費及び処分費
 - ② 薬品費を除く用役費 (電気、水道、燃料代)
 - ③ マテリアルリサイクル施設に係る運営管理業務 (運転管理、用役費及び維持補修費)
 - ④ 外部委託費等
 - a. 火災保険加入費
 - b. 警備保障委託費
 - c. 建築物の維持管理
 - d. 処理水槽内の清掃、維持補修費 (鉄筋コンクリート構造物)
 - e. 消防設備補修費
 - f. エレベータ設備点検費及び補修費
 - g. 建屋内美装費
 - h. 施設内の外構の維持管理
 - i. 災害用地の維持管理
2. 受託者が負担する経費
 - ① ユーティリティ費
 - a. 薬品費 (活性炭含む)
 - b. 油脂類費
 - ② 第三者への委託が必要な費用
 - a. トラックスケール法定点検費及び検査費用
 - b. 燃料地下タンクに係る法定点検費及び検査費用
 - c. ごみクレーンに係る法定点検、自主点検費及び検査費用
 - d. 公害測定等検査費 (第三者機関)
 - ごみ質分析費 (4回/年)
 - 熱灼減量分析費 (12回/年)
 - 排ガス分析費 (一般: 2回/年、DXN: 1回/年)
 - 焼却灰分析費 (DXN: 1回/年)
 - 作業環境分析費 (2回/年、ただしD値測定は1回/年)

○隣接区等土壌 DXN 分析費（3 地点、公定法；1 回/年）

○固化灰溶出試験費（1 回/月）

試験項目：含水率、R-Hg、T-Hg、Cd、Pb、Cr6+、As、Se、1, 4-ジ`ネキソ

○固化灰 DXN 含有試験費（公定法；1 回/年、簡易法；5 回/年）

○調整池水質分析費（1 回/月）

分析項目：pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N

○調整池重金属含有分析費（1 回/年）

分析項目：シソ化合物、アルキル水銀、総水銀、カ`シム、鉛

○騒音・振動・悪臭調査費（1 回/年）

区分	地点数	備考
騒音	4 地点	朝・昼・夕・夜間
振動	4 地点	昼間・夜間
悪臭	2 地点	風上・風下

e. 電気設備管理委託料（保安協会等委託費）（12 回/年）

f. 消防設備点検費（2 回/年）

g. 受水槽保守点検費（1 回/年：簡易水質検査を含む）

h. 調整池の汚泥採取業務委託費（調整池の浚渫・清掃作業及び汚泥処分費）

実施頻度：令和 1 1 年頃、令和 1 9 年頃の計 2 回

③ 点検費、補修整備費、部品購入費

④ 運転管理経費

運転員人件費（諸手当、保険等を含む）

⑤ その他の経費

a. 通信費

b. 事業所経費（組合の管理事務所、マテリアルリサイクル施設に係る事務所は除く）

コピー機、什器類等（施設内の備品類は組合が無償貸与する。）

c. 運転管理に必要な用具類（防護服、作業服、その他安全用具類）及びそれらの維持費、整備費

第 7 節 業務上の遵守事項

受託者は、委託契約書、要求水準書に基づき、適格な技術体制による本業務を遂行するため、次に掲げる事項を遵守し、運転管理を行わなければならない。

1. 中立性の保持

常に組合の代理者として中立性を保持し、厳正かつ公平に本業務にあたること。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、下記の関係法令、政令、条例、規則等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法
- (4) ダイオキシン類特別措置法
- (5) 騒音規制法、振動規制法
- (6) 奈良県条例
- (7) ごみ処理施設等施設整備の性能指針
- (8) その他関係する法令等

3. 秘密保持の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、厳重に管理し、第三者に漏らしてはならない。

ただし、組合に事前に許可を得た事項についてはこの限りではない。

4. 禁止事項

受託者は正当な理由なくして本件施設の一部または全部を故意に運転休止してはならない。

ただし、組合に事前に許可を得た事項についてはこの限りではない。

第8節 総括責任者

1. 受託者は、本業務の実施に先立って総括責任者を定め、組合に届けなければならない。また、総括責任者をもって秩序正しい業務を行わなければならない。

2. 総括責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者となる資格（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第1号から第2号までの規定に該当する者、又は一般財団法人日本環境衛生センターが認定するごみ処理施設技術管理士）を有し、業務全体の統括責任者としての職務全体の管理能力があることを前提として、心身共に健全で、業務に十分耐え得ると認められる者であって、次に掲げる要件の一に該当する者。

ア 高等学校以上の学歴を有し、かつ、ごみ処理施設の維持管理業務（運転管理を含む）について5年以上の実務経験を有する者。

イ 高等専門学校以上の学歴を有し、電気、機械又はこれに相当する専門課程を卒業した者。

ウ 委託者が、上記と同等以上の能力を有すると認めた者。

第9節 届出等

1. 受託者は、本業務の各年度の着手時に際し、組合に次の書類を提出しなければならない。

らない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画表
- (3) 総括責任者届
- (4) 運転員名簿
- (5) 組織表・緊急時連絡体制一覧表
- (6) 年度定期整備計画書
- (7) 着手前施設状況調書
- (8) 運営管理マニュアル
- (9) その他両者が協議して必要と認める書類

2. 受託者は、本業務の各年度の終了に際し、組合に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 完了届（各年度及び最終年度）
- (2) 管理報告書（月間報告及び年間報告等）
搬入ごみ量（町別区分）、マテリアルリサイクル施設からの残渣量（推定値）、焼却量、燃料使用量、使用電力量、薬品使用量、焼却残渣搬出量、油脂類使用量、運転データ（ログデータ：流量、圧力、温度等）、各種分析結果、法定・自主点検結果報告、維持補修・整備実施内容、その他組合が提出を求める書類等
- (3) 整備実施報告書
業務実施計画表に対する実施報告とする。
- (4) 請求書（毎月）

第10節 事務所等の使用

受託者が業務遂行に必要な居室等ならびに建物内備品は組合の業務に支障のない範囲において、業務委託契約期間中は無償で使用できるものとするが、共用部分を含め、清掃等使用上の管理及び損傷等の弁償は、受託者が行うものとする。

また、業務委託契約期間が満了したときは組合の立会いのうえ検査を受け、返還しなければならない。

なお、本業務に必要な事務用品及び備品類等に不足が生じた場合は受託者が用意すること。

第11節 車両侵入の制限

受託者は業務遂行における作業員通勤車両、維持管理に係る工事用車両等の本件施設への進入はごみ搬入車、組合職員を含む来場者等の他の交通の妨げにならないよう、最大限の安全に留意すること。

第12節 資料・備品の貸与

受託者が業務遂行に必要な施設完成図書、工具等は組合が無償で貸与するが、使用状

況等を明らかにし、欠損、紛失が生じた場合は、受託者の負担において補充しなければならない。

また、業務委託契約期間が満了したときは、受託貸与数量を揃え組合の検査を受けた上で原則として返却するものとする。

第13節 有資格者による作業

受託者は、電気工作物、危険物等の設備の取扱については、関係法令に基づく有資格技術者の指示により十分注意をはらって従事させなければならない。

第14節 業務の変更等

組合の都合により本業務の内容の一部を変更する場合は両者協議の上、変更することとし、また委託料及び業務期間についても別途協議して決定するものとする。

本業務期間における契約処理量の変動、社会情勢の変動が生じた場合の委託料の変更は表-1のとおりとする。

なお、表中の最右欄の「見直し幅」に示す範囲を超えた場合にのみ、社会情勢の変動が生じたものとして、取り扱うことになることから、精算協議対象とする。

また、精算協議対象となった対象項目の内、「指標」を基準とするものは、該当する事項及び単価等を組合との契約時の協議により、決定するものとする。

表 - 1 委託料変更の見直し基準

対象項目	基準	基準値	見直し (変動)幅
搬入ごみ量	本要求水準書 第2章第1節1-2 委託処理量	計画搬入量	±5%
搬入ごみの性状	本要求水準書 第2章第1節1-3 (3) 搬入ごみの性状	各設計条件	設定範囲 を著しく 超える場 合
電気料金	組合所掌のため設定しない。		
水道料金	組合所掌のため設定しない。		
薬品類	国内企業物価指数 化学製品 (日本銀行)	契約月 における 指標	±3%
油脂類	国内企業物価指数 石油・石炭製品 (日本銀行)	契約月に おける指標	±3%

運転管理人件費	企業向けサービス価格指標 総平均値(日本銀行)	契約月における指標	±3%
点検費、補修費	企業向けサービス価格指標 機械修理(日本銀行)	契約月における指標	±3%
測定分析費	企業向けサービス価格指標 総平均値(日本銀行)	契約月における指標	±3%
その他	企業向けサービス価格指標 総平均値(日本銀行)	契約月における指標	±3%

第 15 節 委託料の変更協議時期等

前項の表に示す協議時期は毎年度実施するものとし、委託料変更の協議時期は毎年 6 月頃に実施するものとする。

なお、初年度及びその翌年度においては委託料の変更は行わない。

変動の基準は前節表に示すとおりであるが、具体的な精算方法は組合と協議して決定する。

特に、計画処理量と搬入ごみ量に変更が生じた場合には該当するユーティリティ部分に係る費用に対し、委託料の増減を行うものとする。

第 16 節 性能保証

受託者は委託期間中において第 2 章第 1 節 1-3 に示す運転条件において同 1-4 に記載する性能保証条件を満足しなければならない。

第 17 節 損害賠償

受託者が運転操作等において、故意または重大な過失により発生した火災・盗難・破損等により組合に損害を及ぼしたときは、その一切の費用は受託者が負担するものとする。

ただし、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない障害で、組合または受託者のいずれの責めにも帰することのできないもの）はこの限りではない。

第 18 節 契約の解除

1. 組合による契約解除に関する事項

組合は受託者に対し、以下の条件が生じた場合は本委託業務契約を解除できるものとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、自らの業務を遂行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 本委託業務契約締結後、業務着手時期に正当な理由なしで業務に着手しないとき。

(3) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが出来ないと認められるとき。

2. 受託者による契約解除に関する事項

受託者は組合に対し、以下の条件が生じた場合は本委託業務契約を解除できる。

(1) 組合が所定のごみを搬入しないとき。

(2) 組合が契約に定めた委託料を支払わないとき。

第 19 節 委託料の支払

委託料は契約締結時に各年度の金額を決定し、決定した当該年度金額の 1/2 分の 1 に相当する金額を毎月支払うものとする。

端数が出た場合については各年度の最終支払い月に調整し、支払うものとする。

第 20 節 業務の分担

本件施設の性能にかかる技術的な対応は受託者の責任において業務を遂行するものとし、施設管理者として必要な地域住民への対応や行政上の事項については、組合の業務所掌とする。

ただし、不確定な事象については、双方協議の上、業務の分担を行う。

第 21 節 委託先の優先

本業務において清掃業務等の作業を委託する場合は、組合圏域内業者を優先すること。

第 22 節 疑義

本要求水準書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、別途双方協議の上、契約時及び委託期間中において対応するものとする。

第2章 業務内容

第1節 運転管理業務

1. 本件施設の運転委託

本件施設の適正な維持管理を実施するため必要な運転員を確保し、本件施設全般の運転を行うこと。

1-1 運転管理委託期間

(1) 運転委託準備期間

契約後～令和9年3月31日

(2) 運転委託期間

令和9年4月1日～令和21年3月31日

1-2 委託処理量

本委託期間における年度別委託処理量（搬入量）は以下に示すとおりとする。

年度	(t/年)											
	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19	2038 R20
委託処理量（搬入量）	5,433	5,214	5,054	4,926	4,821	4,688	4,576	4,484	4,407	4,305	4,221	4,133

1-3 運転条件

(1) 受入ごみ

可燃ごみ、マテリアルリサイクル施設からの可燃残渣、破碎不燃残渣

(2) 焼却処理対象外のごみ

受託者は処理が困難又は不相当と判断される廃棄物（以下、「適正処理困難物」という。）については、焼却処理対象外とし、組合が指定する施設内の場所に保管すること。

適正処理困難物を表-2に示す。

なお、適正処理困難物の内容については、本件施設の稼働状況を踏まえ、組合と受注者の協議により、見直しができるものとする。

表-2 本件施設における適正処理困難物

分類	内容
適正処理困難物	消火器、廃油（灯油、オイル等の液状のもの）、薬品類、塗料、毒性・爆発性・引火性のあるもの（火薬、花火、プロパンガスボンベ等）
	浴槽、タイヤ、バッテリー、ボタン電池、乾電池、自転車、ピアノ、温水器、自動車及びその部品、バイク・スクーター及びその部品、ボイラー等
	農機具、農業用資材（パイプ、ビニルマルチ、あぜシート等）
	家の改築工事等が出るもの、建設廃材、土砂、ガレキ、コンクリートブロック、ガラスサッシュ、煉瓦等
	特定家電品（テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン
特別管理一般廃棄物	廃棄物処理法第2条第3項に示す廃棄物
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に示す廃棄物

(3) 委託処理量

1-2 委託処理量による。

(4) 搬入ごみの性状

計画処理量における混合搬入ごみの性状は以下のとおりである。

表 - 3 混合搬入ごみの性状

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
三成分	水分	%	60.20	47.45	37.36
	可燃分	%	34.35	40.92	54.42
	灰分	%	5.45	11.63	8.22
元素組成	炭素C	%	21.49		
	水素H	%	2.73		
	窒素N	%	0.73		
	硫黄S	%	0.02		
	塩素Cl	%	0.17		
	酸素O	%	15.78		
低位発熱量		kJ/ kg	5,019	6,961	10,502
		kcal/kg	1,199	1,663	2,509
見掛け比重		t / m ³	0.199	0.159	0.119

注) 元素組成は可燃分当たり

(5) 計画稼働日数

286 日/年

※本業務における稼働日数は維持補修工事等による休炉日数や要処理量、搬入ごみの変動等を勘案して、増減することができるものとする。

(6) 勤務時間

平日、土曜日 7 時 45 分～翌 0 時 30 分

※日曜日及び年末年始の期間 12 月 31 日から 1 月 3 日までは搬入はないが、受託者が必要な場合は勤務することができる。

時間延長又は短縮を必要とする場合は、事前に組合に了解を得て、行うことができるものとする。

(7) 受付時間

平日 9 時 00 分～16 時 00 分

土曜日（第三土曜日以外）収集が終了するまで

第三土曜日 9 時 00 分～15 時 00 分

※日曜日及び年末年始の期間 12 月 31 日から 1 月 3 日までは搬入はない。

(8) 処理設備別運転時間

処理設備別運転時間は原則的 16 時間/日とする。

時間延長又は短縮を必要とする場合は、事前に組合に了解を得て、行うことができるものとする。

1-4 性能保証条件

本委託期間において計画処理量を処理し、下記の条件の基、性能保証事項を満足すること。

(1) 性能保証事項：焼却条件

燃焼室出口温度	:	850℃以上
上記燃焼温度でのガス滞留時間	:	2 秒以上
集じん器入口排ガス温度	:	200℃以下
煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度	:	30ppm 以下 (O ₂ 12%換算値の 4 時間平均値)
安定燃焼	:	100ppm を超える CO 濃度瞬時値 のピークを極力発生させないこと。
熱灼減量	:	5%以下

(2) 性能保証事項：排ガス

表 - 3 排ガス基準値及び管理目標値

区分	排ガス基準値	運転管理目標値
ばいじん	0.05 g/m ³ N以下	0.01 g/m ³ N以下
硫黄酸化物	100 ppm 以下 (K 値8.75)	50 ppm 以下
窒素酸化物	250 ppm 以下	100 ppm 以下
塩化水素	200 ppm 以下	50 ppm 以下
ダイオキシン類	0.5 ng-TEQ/m ³ N以下	0.1 ng-TEQ/m ³ N以下
水銀	30 μg/m ³ N以下	30 μg/m ³ N以下
一酸化炭素	* 30 ppm 以下 (4時間平均値)	30 ppm 以下 (4時間平均値)

*酸素濃度12 %換算値

(3) 性能保証事項：騒音（敷地境界線上において）

表 - 4 騒音基準値

区域区分	時間の区分		規制基準値 dB(A)
第2種 区域	朝	午前6時から午前8時まで	50
	昼間	午前8時から午後8時まで	60
	夕方	午後8時から午後10時まで	50
	夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	45

(4) 性能保証事項：振動（敷地境界線上において）

表 - 5 振動基準値

区域区分	時間の区分		規制基準値 dB
第1種 区域	昼間	午前8時から午後8時まで	60
	夜間	午後8時から翌日の午前8時まで	55

(5) 性能保証事項：悪臭（敷地境界線上において）

表 - 6 悪臭基準値

悪臭物質	基準値 (ppm)	悪臭物質	基準値 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

・臭気指数 10以下

(6) 性能保証事項：焼却灰の基準

ダイオキシン類濃度 含有量 3.0ng-TEQ/g 以下

(7) 性能保証事項：飛灰固化物の基準

ア 溶出基準値

表 - 7 溶出基準値

項目	溶出基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.005 mg/L 以下
カドミウム	0.09 mg/L 以下
鉛	0.3 mg/L 以下
六価クロム	1.5 mg/L 以下
ヒ素	0.3 mg/L 以下
セレン	0.3 mg/L 以下
1,4-ジブチル	0.5 mg/L 以下

(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令)

イ 含有量基準値

ダイオキシン類濃度 含有量 3.0ng-TEQ/g 以下

(平成 16 年環境省令第 30 号)

(8) 性能保証事項：白煙防止の基準

外気温度 5℃、湿度 50%において白煙が発生しないこと。

1-5 運転委託人員

本件施設を適正に運転管理するために必要な資格を有する人員を含む人数とする。

1-6 運転委託作業内容

(1) 運転維持管理対象設備

- ① 受入供給留設備
- ② 燃焼設備
- ③ 排ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 通風設備
- ⑥ 余熱利用設備
- ⑦ 灰出し設備
- ⑧ 給排水設備
- ⑨ 飛灰処理設備
- ⑩ 電気・計装設備
- ⑪ 土木・建築設備

(2) 運転維持管理業務項目

- ① 受付業務（組合が実施する）
- ② 各設備の運転操作及び監視業務
- ③ 各設備作動状況と処理機能の確認・点検調整業務
- ④ 各計測機器作動状況と運転機能の確認・点検調整業務
- ⑤ 各単体機器及び器具類の日常点検・注油・分解・増締め・部品交換・小修理（補修整備は第2節に含む）
- ⑥ 電気・計装設備の日常保守点検業務（自家用電気工作物保守管理を含む）
- ⑦ 薬品・油脂類等の調達・調合・充填・交換業務
- ⑧ 運転維持管理上必要な日常的測定分析業務及び計測業務（必要に応じて実施）
- ⑨ 各設備の定期点検整備（法定点検を含む）
- ⑩ 施設内外の一般清掃、水まき等の作業
- ⑪ 各種記録・運転管理日誌、月報、年報等の作成・提出
- ⑫ その他、施設の運転維持管理に関して必要な一切の業務
- ⑬ 災害時における対応
- ⑭ 作業時間外における異常警報・通報への対応
- ⑮ 駐車場のグリストラップ清掃（6回/年）

1-7 緊急事態発生への対応

受託者は、特異天候・地震・重大故障・重大事故等の緊急事態の発生に備えて、常に適切な体制を整えておくこと。

また、事故発生時においては施設の早期復旧及び環境保全に努め、結果をただちに組合へ報告し、組合の指示に基づき行動すること。

この復旧に係わる費用負担については別途協議の上決定する。

1-8 その他の委託内容

組合の連絡及び指示に基づき本件施設の視察及び見学時には、受託者はその案内及び説明等の業務を行うこと。

2. 本件施設に係る用役費等の負担

本件施設に係る以下に示す運転経費の内、電気・水道・燃料は組合が負担し、薬品費及び油脂類費等は受託者の負担とする。

(1) 薬品代

設置された薬品類を使用し、補充分を調達し、その経費を負担する。

(2) 機器消耗品・予備品・油脂類

本件施設に使用する機器消耗品・予備品・油脂類等を調達し、その経費を負担する。

当該工事において納入された機器消耗品・予備品・油脂類等を使用し、補充する。

① 油脂類（マシン油、グリス等）

② ベルト、パッキン類

③ 機器類予備品、消耗品

④ その他の予備品、消耗品

3. その他本運転委託に関する諸条件

(1) 保険の加入

第三者損害賠償保険等必要な保険については、受託者が加入すること。

(2) 運転管理

受託者は、本件施設の運転管理に際し、本要求水準書に定めた「性能保証条件に示す基準値」を満足しなければならない。

また、「管理目標値」は「性能保証条件に示す基準値」を満足するための値であり、管理目標値を越えた場合は直ちに組合に連絡するとともに、保証値を超えないよう対策を図ること。

第2節 点検・補修整備工事

本業務期間において本件施設の点検及び補修整備工事を適時実施すること。

1. 補修整備工事

受託者は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の正常運転維持のため、必要に応じて機器類等の点検・補修整備工事を行うとともに、以下に示す日常及び定期的な機器類の点検・補修整備を実施すること。

- (1) 日常点検及び定期点検は、各種機器の予防保全を目的として、外観・視覚及び聴覚等の五感による確認ならびに計器の値等により機器が正常に稼働しているかを確認するとともに、万一異常が発見された場合は適切な処置を講じるとともに組合に報告すること。
- (2) 計測器の調整、注油、消耗部品の交換、補充、清掃及び塗装等、常に各種機器が正常に稼働するように補修整備を行い、必要に応じて保護装置の作動確認及び分解補修整備等を行うこと。
- (3) 補修整備工事を実施する場合は事前に時期及び内容を組合に提出すること。
- (4) 受託者は、本業務契約後の早期に組合と協議した後、本業務期間中における本件施設の補修整備計画を策定し、組合に提出すること。

第3節 本業務の保証事項

本業務における保証事項を以下に示す。

1. 第1節 1-3 運転条件に遵守し、焼却対象ごみを適正に処理すること。

処理に著しい影響が及ぼされると想定される状況が生じた場合は、速やかに組合に報告するとともに協議すること。

2. 運転管理業務は「第1節 1-4 性能保証条件」を満足すること。

なお、適正な日常の運転管理を実施する間に管理目標値等を超えまたは超えると予想される恐れが生じることが予測された場合も速やかに組合に報告するとともに協議し、適切な処置を図るものとし、性能保証事項を十分満足した処理を継続して行うこと。

第4節 本業務完了時点の要求事項

本業務期間の終了時点における要求事項を以下に示す。

1. 組合が本要求水準書に記載した業務を更に1年間継続して使用することに支障のない状態であること。

ただし、事前に本業務終了後の「事業実施計画書」を策定し、組合が認めた定期点検・定期補修整備に該当するものを除く。

2. 上記以外に本業務終了後1年間に、生じた機器類等の故障等が発生した場合は受託者の負担により適切に補修整備を行うものとする。

(本件施設の稼働を延長する場合に限る)

3. 設備・装置機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含

む。)を除く。

4. 設備・装置機器等が基本的な性能(容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの)を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。

5. 本契約は契約期間満了により終了する。

期間満了後の委託業務については、次期受託者に引き継がなければならない。

次期受託者の選定の結果、受託者と次期受託者とが異なる場合、受託者は次期受託者に対して本契約に基づいて使用する事務所・駐車場その他一切のものを全て引き渡すこと。

また、受託者の負担により次期受託者に対する施設案内、技術指導を行うこと。

なお、引継ぎに際しては、以下の書類を整備し、提出すること。

- 2) 事業実施計画書
- 3) 運営維持管理業務に係る履歴
- 4) 事故・故障履歴
- 5) 施設点検整備履歴
- 6) 機器台帳(随時更新したもの)
- 7) 受託者が新たに追加した設備・装置の図面及び取扱説明書
- 8) 予備品・消耗品の在庫リスト
- 9) その他引継ぎに必要な書類

別紙1 【役割分担表】

業務区分	業務の概要	熱回収施設		リサイクル施設		管理・啓発施設		付帯・外構施設		備考		
		組合	受託者	組合	受託者	組合	受託者	組合	受託者			
収集運搬業務	家庭から排出される可燃・不燃・資源ごみの収集運搬及び搬入	-	-	-	-	●	-	-	-			
受入管理業務	受付業務	搬入車両の計量・記録・確認	-	△	-	-	●	-	-	-	△：データを受領・把握	
		搬出車両の計量・記録・確認	-	△	-	-	●	-	-	-		
		直接搬入者の受付・料金徴収	-	△	-	-	●	-	-	-		
		一般来訪者（管理、啓発、会議、外部施設等）の受付	-	-	-	-	●	-	-	-		
	受入監視業務 （プラットフォーム監視）	搬入車両の確認、誘導	-	-	-	-	●	-	-	-		
		適正処理困難物の混入確認・選別・保管	-	-	-	-	●	-	-	-		
適正処理困難物の混入是正指導		-	-	-	-	●	-	-	-			
運転管理業務	運転管理	ごみ処理計画等に基づく焼却運転計画（年間・月間・週間）の作成	-	●	●	-	-	-	-	-		
		運転管理マニュアルの作成	-	●	●	-	-	-	-	-		
		運転計画に基づく施設の適正運転管理	-	●	●	-	-	-	-	-		
	残渣等搬出業務	焼却残渣（主灰・固化物）の搬出先確保	●	-	-	-	-	-	-	-		
		焼却残渣（主灰・固化物）の運搬（車両関連費含む）	●	-	-	-	-	-	-	-		
		焼却残渣（主灰・固化物）の処分費	●	-	-	-	-	-	-	-		
		適正処理困難物の搬出先確保及び搬出運搬（車両関連費含む）	-	-	●	-	-	-	-	-		
		適正処理困難物の処分費	-	-	●	-	-	-	-	-		
		資源物の搬出先確保及び搬出運搬（車両関連費含む）	-	-	●	-	-	-	-	-		
		資源物の処分費及び売却益	-	-	●	-	-	-	-	-		
	環境等管理業務	ごみ質・熱しゃく減量の測定分析	-	●	-	-	-	-	-	-		
		排ガスの測定分析（一般、DXN）	-	●	-	-	-	-	-	-		
		焼却残渣（主灰・固化物）の性状測定分析（法定検査以外に大阪湾フェニックス搬入用の中間検査、独自検査、契約前検査も含む）	-	●	-	-	-	-	-	-		
		リサイクル設備に係る計測分析	-	-	-	-	-	-	-	-		
		騒音・振動・悪臭調査	-	●	-	-	-	-	-	-		
		調整池の水質検査（一般項目 毎月、重金属 年1回）	-	●	-	-	-	-	-	-		
	維持管理業務	物品・用役等調達業務	設備に係る物品・用役等の調達計画（年間・月間）作成	-	●	●	-	-	-	-	-	
			設備に係る備品・什器・物品・用役の調達・購入	-	●	●	-	-	-	-	-	
設備に係る備品・什器・物品・用役の受入・管理・記録			-	●	●	-	-	-	-	-		
点検・補修業務		電気設備管理点検	-	●	-	●	-	●	-	●		
		設備に係る法定点検・自主点検・検査・補修整備計画の作成（毎年度、事業期間）	-	●	●	-	-	-	-	-		
		設備に係る法定点検・自主点検・検査・補修整備の実施（大規模改修を除く）	-	●	○	○	-	-	-	-		
		設備に係る大規模改修工事	●	-	●	-	-	-	-	-		
		設備に係る法定点検・自主点検・検査・補修整備の記録	-	●	●	-	-	-	-	-		
		設備に係るグリス給油、消耗品交換及び記録	-	●	●	-	-	-	-	-		
		設備の清掃及び記録	-	●	●	-	-	-	-	-		
		プラットフォーム内の維持管理	-	-	-	-	●	-	-	-		
建物、建築設備等維持管理業務		処理室・居室内の維持管理	-	●	●	-	-	-	-	-		
		建築設備（空調、換気、照明、通信、消防設備等）の維持管理	-	●	●	-	●	-	-	-		
		計量棟、洗車場の清掃及び維持管理	-	-	-	-	●	▲*	-	-		
		外部処理施設敷地内の植栽・標識等の維持管理	-	-	-	-	-	-	●	-		
		外部災害ごみ置場敷地内の植栽・標識等の維持管理	-	-	-	-	-	-	●	-		
その他関連業務		情報管理業務	運転管理及び維持管理業務区分における運転管理、環境管理、用役管理、保守管理等各種データの記録・管理・保管	-	●	●	-	-	-	-	-	
			各種データの公開	●	-	●	-	-	-	-	-	
	安全衛生管理業務	設備に係る作業員の安全衛生管理	-	●	●	-	-	-	-	-		
		見学者、来訪者等の安全管理	●	△：協力	●	-	●	-	-	-		
	清掃業務	プラットフォームの清掃	-	-	-	-	●	-	-	-		
		処理室、居室等の清掃	-	●	●	-	-	-	●	-		
		管理棟、見学者通路等の清掃	-	-	-	-	●	-	-	-		
		処理施設用地内の清掃	-	-	-	-	-	-	●	-		
		災害ごみ置場用地内の清掃	-	-	-	-	-	-	●	-		
		調整池の汚泥採取	-	-	-	-	-	-	-	●		
	警備業務	防火管理	●	-	-	●	-	●	-	-	消防設備点検	
		処理施設用地内の警備（防犯等）	●	-	●	-	●	-	●	-		
		災害ごみ置場用地内の警備（防犯等）	-	-	-	-	-	-	●	-		
	施設見学対応業務	施設見学及び行政視察への対応	●	△：協力	●	-	●	-	●	-		
		見学設備（展示物、備品等）の維持管理	●	△：協力	●	-	●	-	-	-		
	地元対応	住民対応	●	△：協力	●	-	●	-	●	-		

※洗車場のグリストラップ清掃については、受託者が実施

別紙2【リスク分担表】

リスク項目	リスクの概要	リスク負担者			
		組合	受託者		
共通	制度・法令変更リスク	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○		
	税制変更リスク	受託者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税等）		○	
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク	○		
	物価変動リスク	一定の範囲内での物価変動に係るリスク		○	
		一定の範囲を超えた物価変動に係るリスク	○		
	政治・行政リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に係るリスク	○		
	資金調達リスク	受託者の事業の実施に必要な資金調達に係るリスク		○	
	金利変動リスク	金利上昇に伴う資金の調達に係るリスク		○	
	債務不履行リスク	受託者の事由による事業破綻、契約破綻、契約不履行のリスク		○	
		組合の事由による事業破綻、契約破綻、契約不履行のリスク	○		
	不可抗カリスク	天災等により事業の実施が不可能となる場合のリスク	○		
		一定の範囲内	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合		○
		一定の範囲外	のリスク	○	
	住民対応リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
		上記以外の場合のリスク	○		
第三者賠償リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○		
	上記以外の場合のリスク	○			
環境保全リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○		
運営段階	性能リスク、委託費超過リスク	提示条件の不備や要求変更等、組合の責めに帰すべき事由による場合のリスク	○		
		その他施設の運営維持管理業務において、本業務契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
	施設・設備損傷リスク	組合の加入する保険の範囲を超える場合のリスク		○	
		第三者の責めに帰すべき事由により、施設が損傷した場合のリスク	○		
	不適正ごみ混入リスク	受託者の善良なる管理者の注意義務違反の場合のリスク		○	
		受託者の善良なる管理者の注意義務を以ってしても排除できない場合のリスク	○		
技術革新リスク	技術革新に伴い、設備が陳腐化した場合において、新技術採用のためのコストが増大した場合のリスク	○			
ごみ量・ごみ質変動リスク	搬入する廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合、または、ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のリスク	○			
事業終了段階での施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保が未達の場合のリスク		○		

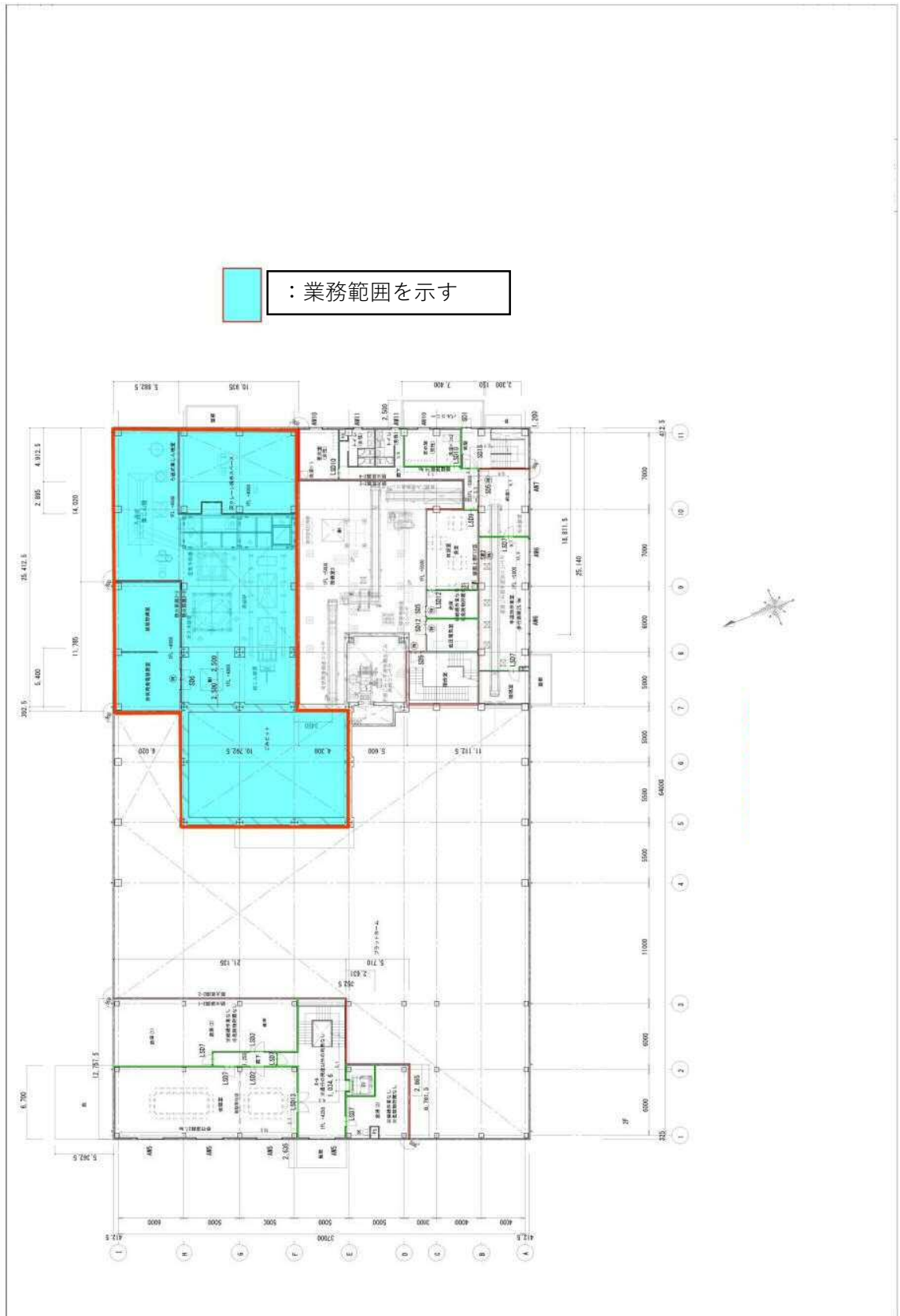
以上

別紙資料

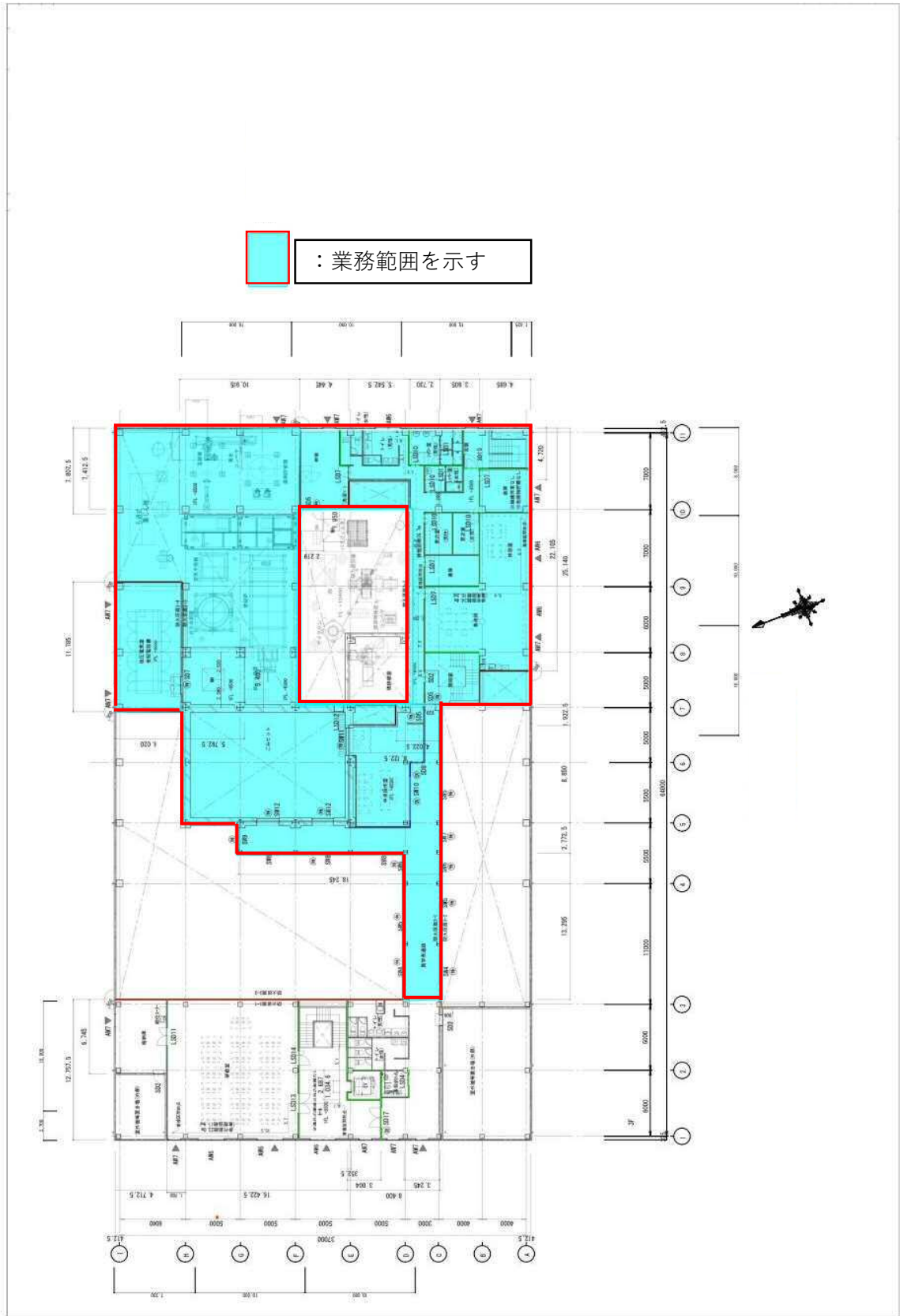
○1階平面図



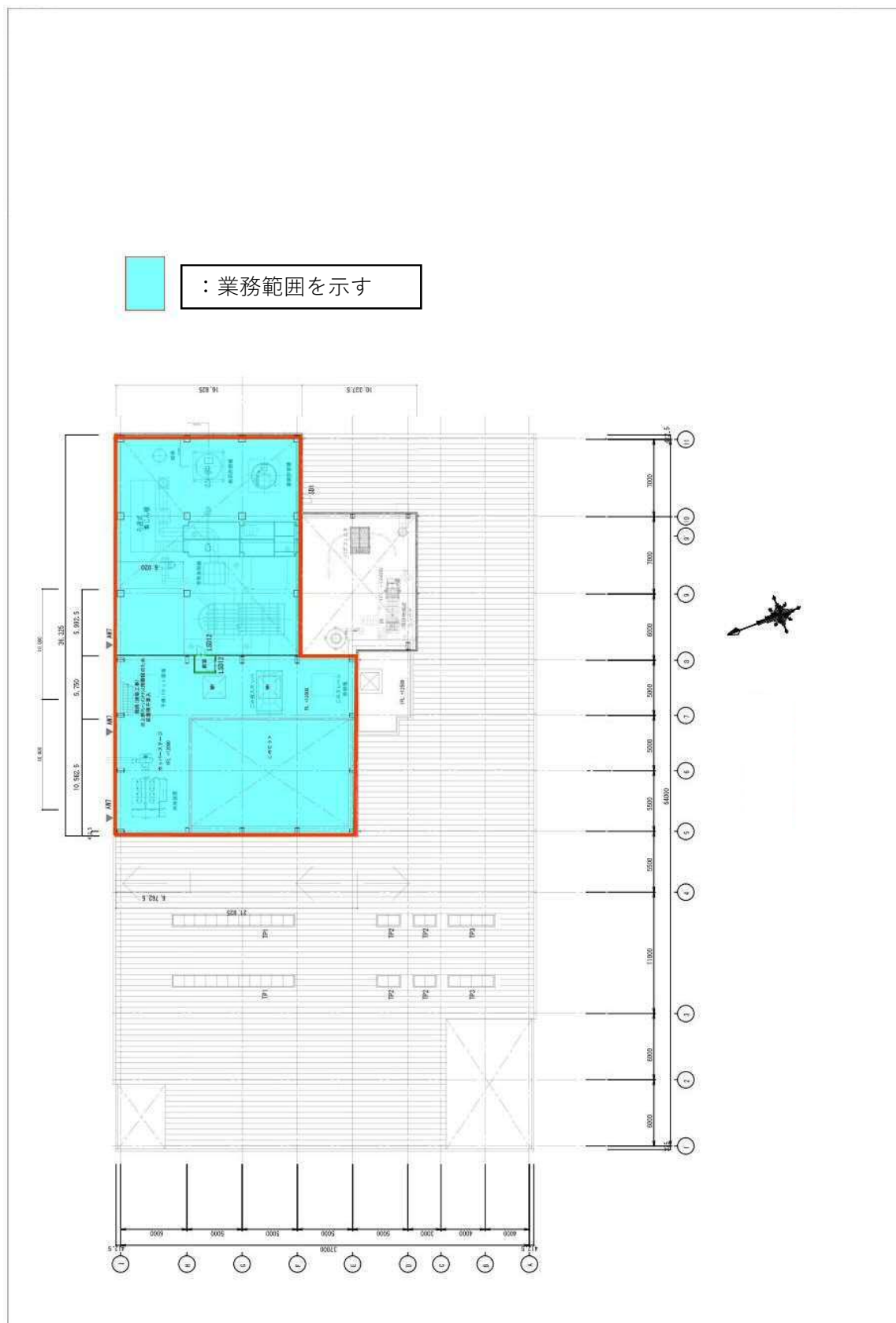
○ 2階平面図



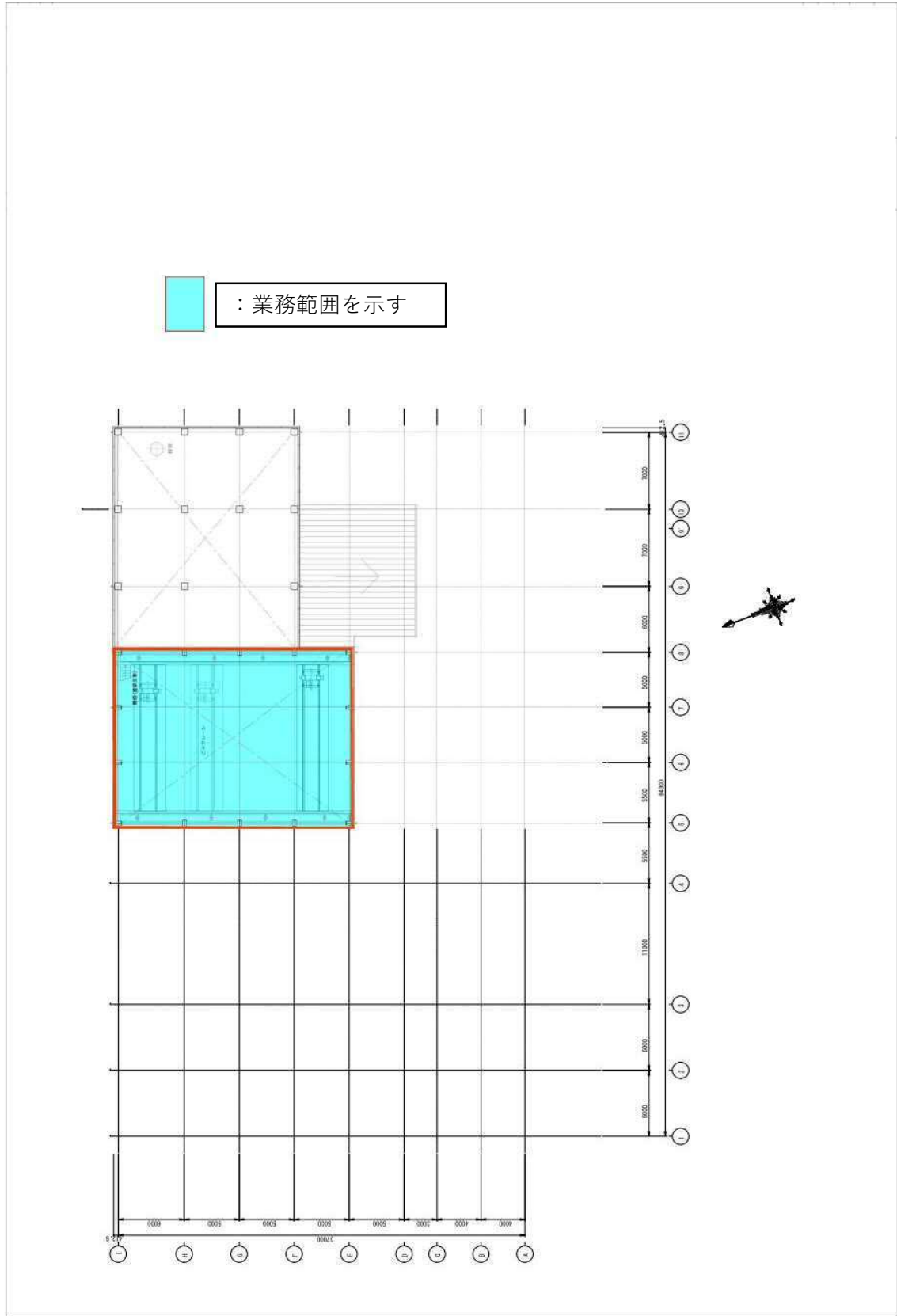
○ 3 階平面図



○ 4階平面図



○FL+16,000 平面図



○屋根伏図

